平成２３年度第９回宗像市次世代育成支援対策審議会

議　　事　　録

期　日：平成２３年１１月１７日（木）
時　間：１９時００分～２１時００分
会　場：宗像市役所２０４会議室

審議会委員					
横山　正幸	○	石山　さゆり	○	幸　政恵	○
林田　隆夫	○	中里　留美子	○	大脇　満	○
杉本　聖子	欠	高杉　洋史	○	坂田　紳一	欠
力丸　茂晴	○	柿原　義治	○	吉永　眞奈美	欠

事務局				
中野　万由美	村上　治彦	萩野　賢教		

配布資料　宗像市子ども基本条例（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答
　　宗像市子ども基本条例新旧対象表

１　会長挨拶

２　平成２３年度第６回から８回までの審議会議事録の確認
・承認

３　報告事項及び協議事項

◆は審議会委員の意見及び質問
→は事務局の回答
⇒は決定事項

（１）宗像市子ども基本条例（案）に関する市民意見提出手続の意見手続のその回答について

・回答のうち、原案どおりのもの及び意見については、中間答申を行った内容が審議会の最終決定案であることから、再検討は行わないことを確認。一部修正案件について検討を行うことが確認された。

【前文について】

◆１１行目の「その中で」がどこを指すのか明確ではない気がしていたので、修正案の方が良いと思う。

⇒修正案のとおりとする。

【第３条について】

◆努力義務とするか義務とするか。審議会の覚悟も問われていると思う。
◆この条例を作る上では覚悟すべきではないか。
◆他の計画との整合性もあると思う。このような強い表現まで踏み込んでいるのか。
→子どもの権利に関するものは新規となる。他自治体の例を見ると、ほとんどの自治体が努力規定であるが、豊田市など義務規定にしているところもある。
◆決意表明としては「しなければならない」だとは思う。
◆第３章の役割の中では、「努めなければならない」という条文もある。この第３条とそこの部分との整合性はどうか。
→責務と役割ということで、切り離して考えられると思う。
◆提案をもらっているので、一歩進めて「しなければならない」で良いのではないかと思う。
◆努力規定と義務規定。この条例の中では義務規定の方が多い。「しなければならない」としても完全に出来ないことがある。そういう所は努力規定にしないといけない。この３条は大人の決意を強く表すということであれば義務規定でもいいと思う。ただ、この条文を盾にとって「保障しなければならないとなっているが、保障しているのか」そういう議論が将来起こる可能性があるのではないかという危惧はある。
◆条例策定の最終的な責任はこの審議会ではなく市となるのか。
→そうです。
◆市がこの踏み込んだ表現にするということであれば、それでいいのではないかと思う。
◆子どものためのことなので、「しなければならない」と強く出す方が良いのではないかと思う。

⇒修正案のとおりとする。

【第４条から第７条までの第１項の表現について】

⇒修正案のとおりとする。

【第４条について】

◆この条文は時間をかけて検討して入れている。多くの意見が寄せられているが、子どもは家族の中で育ってもらいたいと思う。子どもも家族を求めている。原文どおりでいいと思う。
◆単身赴任などで、家族で一緒に生活することが無理な状況があるというのも分かる。解説の説明が具体的すぎて狭いので、そこを指摘されたのではないかと思う。「温かい家庭」というのは、解説の例に限ったものではないと思う。解説文を「家族の中で、コミュニケーションが十分とれている状況をイメージします。」と変えてはどうか。家族の中のコミュニケーションが断絶しているというのは、「温かい家庭」とは言えない。「温かい家庭」は残したいと思う。条文は、「温かい家庭の中で、生活すること。」で良いと思う。
◆「家族と一緒」を、精神的なものまで入れて考えたら、単身赴任の人も「家族と一緒」だと思う。顔を合わせていても、関係に亀裂が入っていたら「家族と一緒」ではないと思う。そのあたりのことをどう理解していただくか。精神的に「家族と一緒」と理解してもらうことを希望して「家族と一緒」は入れておきたい。
◆２つの意味が含まれていると思う。物理的に一緒に居る場合と、一緒に居たいが何らかの事情で離れているけれども、心のつながりはある場合と。幅広く考える必要があると思う。
◆パブコメの指摘は分からないでもないが、一番望ましい家庭像を想定しての意見だと思う。ひとり親でも家族は家族である。単身赴任の話など出ているが、ここでは全員と暮らすことを言っているわけではない。小さいことにはこだわらなくてもいいと思う。施設で暮らす子どもの問題もあるが、子どもは家族と生活するのが基本。それが出来ない子は社会が養護する。その場合でも、家族・家庭に帰すのを目標としている。いろいろあっても、基本は家庭であり家族であると思う。そこは上手に説明すればいいと思う。単身赴任などが一般的になっているかも知れないが、子どもの育ちを考えた場合、積極的に肯定する状況ではないと思う。
◆「協力して」という言葉を入れてはどうか。文書の中で誤解を招かないのではないかと思う。「温かい家庭の中で、協力して生活すること。」としてはどうか。
◆単身赴任、深夜の仕事などの状況があることを考えると、長い短いは問わず、「家族との時間を大切にする」としてはどうかと思う。「温かい家庭の中で、家族との時間を大切にすること。」もいいと思う。
◆「一緒に」という言葉が、物理的に一緒にというイメージが強いので、「家族と共に生活すること」としてはどうか。
◆家庭と家族は切り離さず、大事にした方がいい。
◆子ども NPO の方がオーストリアで始まった「子どもの村」を日本で初めて糸島に作っている。基本理念は「すべての子どもに愛ある家庭を」で、

何らかの事情で家族と暮らせない子どもが、母親役の人と一軒の家の中で暮らすというものである。家庭の大切さが強調されて、世界中に広まってきている。家庭のあり方はおそらく色々あると思う。

⇒条文は、「温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。」とする。

【第７条について】

・事務局から、「社会に自ら」を「自ら社会に」へ変更することを提案

⇒事務局提案のとおり修正する。

【第８条について】

・事務局から、説明会の場において第３項文中の「子どもとしての役割」についての質問、意見が多かったこと、検討した結果、「子どもとしての役割」よりも「家族又は社会の一員としての役割」とした方が条例の主旨により合うのではと提案。

◆非常に重要な項目だと思う。役割体験がないため、自尊感情が育たなくなっている。年齢に応じて、家族の中、社会の中で役割体験をしていくことが大切だと思う。

◆「、子どもとして」がない方がすっきりする。

⇒事務局の提案どおりに変更する。

【第１０条について】

◆ここは市民の方からの意見が多かったので、再度検討をしてみたい。

◆「正しく指導し」というところが気になったのかも知れない。

◆「発見」は少し大げさすぎるような気がする。

◆「見かけたとき」の方がやわらかいと思う。「見かけたときは注意し」ではどうか。

◆案だと、大変な事案に出会った時に正しく指導するというような感じがする。「注意する」だとちょっとしたことでも気軽に言える感じがする。

◆「発見」だといけないのか。「発見」で問題ないと思う。

⇒「発見」はそのままとし、「注意」を追加する。「正しく」は何が「正しさ」なのか曖昧な部分があるので削除する。

４　今後のスケジュール

・次回審議会で最終答申書を確認

・１２月１９日に市長に対して最終答申書を提出
・平成２４年３月議会に条例案を上程
・平成２４年４月１日から条例施行（救済については時期をずらして施行）

次回開催日　　平成２３年１２月６日（火）　１９時００分　から